

第120期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時

2023年6月27日（火曜日）

午前10時

開催場所

山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

当行本店7階講堂

会社法の改正に伴い、株主総会資料の電子提供制度が施行されましたが、第120期定時株主総会においては、電子提供制度が適用される初年度であることを考慮し、書面交付請求の有無にかかわらず、招集ご通知を従前どおり株主の皆さまにお送りしております。

株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産は、取りやめさせていただいております。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



山梨中央銀行

THE YAMANASHI CHUO BANK

証券コード：8360

「ネットで招集」で議決権行使が簡単・便利に



招集ご通知をスマートフォン・
タブレット端末・パソコンから
もご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8360/>



詳細は5頁をご覧ください。

目 次

第120期定時株主総会招集ご通知…………… 1

電磁的方法（インターネット等）による
議決権行使のご案内…………… 3

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件…………… 6

第2号議案 取締役9名選任の件…………… 7

第120期事業報告……………17

計算書類……………38

連結計算書類……………40

監査報告書……………42

株主総会会場ご案内図

証券コード 8360

2023年6月5日

(電子提供措置の開始日 2023年5月25日)

株 主 各 位

山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

株式会社 **山梨中央銀行**

代表取締役頭取 関 光 良

第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第120期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

https://www.yamanashibank.co.jp/investor/stock_bond/generalmeeting.html

山梨中央銀行



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www.2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東京証券取引所



上記ウェブサイトにアクセスして、当行名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日のご出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2023年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2. 場 所 3. 目的事項 報告事項

2023年6月27日（火曜日）午前10時
山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号 当行本店7階講堂

- 第120期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
- 第120期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |

4. 議決権行使について

株主総会ご出席による 議決権行使の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本「招集ご通知」をご持参いただき、同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時
2023年6月27日(火)
午前10時

郵送による議決権行使 の場合



同封の「議決権行使書用紙」に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限
2023年6月26日(月)
午後5時到着分まで

電磁的方法（インターネット等） による議決権行使の場合



議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限
2023年6月26日(月)
午後5時まで

詳細は3頁から5頁をご覧ください。

- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）双方で重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以上

- ◎ 書面交付請求された株主さまへご送付している書面には、法令および当行定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「その他」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォン等をご使用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。）

電磁的方法（インターネット等）による 議決権行使期限

2023年6月26日（月）午後5時まで

！ ご注意事項

- 議決権行使書面とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、内容および到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたしますのでご了承ください。
- インターネット等による議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。また、パソコン、スマートフォン等により重複して議決権行使をなされた場合も、最後の議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- パソコン、スマートフォン等による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通話料等は、株主さまのご負担となります。
- パソコン、スマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。詳細につきましては、ヘルプデスクにお問い合わせください。

議決権行使サイトの操作方法等に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）受付時間：9：00～21：00

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまにおかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、インターネット等による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

スマートフォン等を使用して QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でアクセスできます。

1 議決権行使書用紙右側に記載のQRコードを読み取ってください。



お手持ちのスマートフォン等にて、「議決権行使書」右側に表示されている「ログイン用QRコード」を読み取り、サイトにアクセスしてください。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

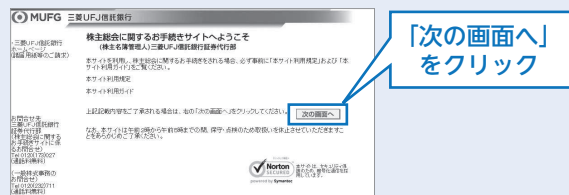
議案賛否方法の選択画面が表示されますので、議決権行使方法を選んでください。



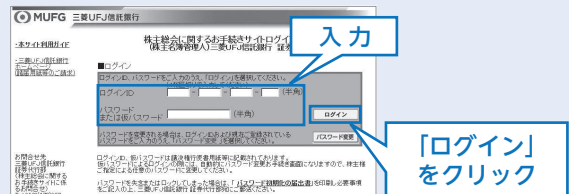
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.muftg.jp/>

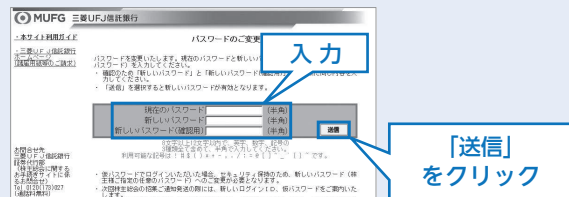
1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙右側に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。



3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

「ネットで招集」のご案内

本招集ご通知は、「ネットで招集」を採用しています。
ぜひ、ご活用ください。

アクセスはこちら!! ▶ <https://s.srdb.jp/8360/>



招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットで招集」。
スマートフォン・タブレット端末・パソコンからいつでもどこからでもご覧いただけます。

POINT 1 議決権行使サイトへ簡単アクセス

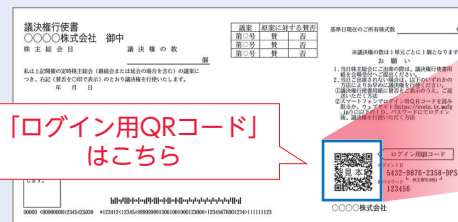
このボタンからインターネット議決権行使サイトへアクセスいただけます。

POINT 2 「スマートフォン用議決権行使サイト」に簡単アクセス!

カメラが起動し、議決権行使書用紙の「ログイン用QRコード」を読み取ると、「ログインID」「仮パスワード」なしで議決権行使サイトへアクセスいただけます。



「ログイン用QRコード」
はこちら



スマートフォン等での議決権行使は、
「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**です。

同封の議決権行使書用紙（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

POINT 3 簡単スケジュール登録

開催日時はGoogleカレンダーと連携しています。Googleカレンダーを利用している方は簡単にスケジュール登録をすることができます。

Googleカレンダーに登録

POINT 4 株主総会会場へのアクセスにも便利

開催場所の地図はGoogleマップと連動しています。

地図・交通案内

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を維持するため適正な内部留保の充実に努めるとともに、安定的な配当を継続実施することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績等を勘案し、株主の皆さまへの利益還元を図るため、1株につき25円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、前期に比べ5円増配の1株につき45円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金25円

総額 778,005,250円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月28日

2. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名		現在の当行における地位	取締役会への出席状況	
1	再任	せき みつよし 関 光良	取締役頭取	13回/14回 (92%)	
2	再任	ふる や よしあき 古屋 賀章	専務取締役	13回/14回 (92%)	
3	再任	やま であら まさひこ 山寺 雅彦	常務取締役	14回/14回 (100%)	
4	再任	た なか のりひこ 田中 教彦	常務取締役	14回/14回 (100%)	
5	新任	さ と う ひで き 佐藤 秀樹	常務執行役員	—	
6	新任	ない と う てつ や 内藤 哲也	常務執行役員	—	
7	再任	ます かわ みち お 増川 道夫	社外取締役 独立役員	取締役	14回/14回 (100%)
8	再任	か の り よ 加野 理代	社外取締役 独立役員	取締役	14回/14回 (100%)
9	再任	いち かわ み き 市川 美季	社外取締役 独立役員	取締役	14回/14回 (100%)

候補者
番号

1

せき
関

みつ よし
光良

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 当行入行
1998年6月 当行営業本部営業統括部営業開発グループ主任調査役
1999年6月 当行めじろ台支店長
2001年11月 当行経営企画部部長代理兼企画課長
2002年10月 当行経営企画部副部長兼企画課長
2004年8月 当行経営企画部副部長
2005年6月 当行営業本部営業統括部長
2005年7月 当行執行役員営業本部営業統括部長

2007年6月 当行取締役リスク統括部長
2008年3月 当行取締役役人事部長
2009年6月 当行常務取締役経営企画部長
2011年6月 当行専務取締役
2017年6月 当行取締役頭取 監査担当
現在に至る
2023年6月 富士急行株式会社監査役（社外監査役）
就任予定

■ 生年月日

1953年9月19日生

■ 所有する当行の株式の数

39,500株

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の営業統括部門、経営企画部門、経営管理部門、人事部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2007年6月から取締役、2017年6月から取締役頭取を務め、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

2

ふる や
古屋

よし あき
賀章

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当行入行
2006年12月 当行経営企画部企画課主任調査役
2007年6月 当行営業統括部営業推進企画課長
2010年10月 当行営業統括部副部長兼営業推進企画課長
2011年6月 当行営業統括部副部長兼営業戦略課長
2014年6月 当行営業統括部副部長
2015年6月 当行営業統括部長

2015年7月 当行執行役員営業統括部長
2017年6月 当行執行役員貢川支店長
2019年6月 当行執行役員東京支店長
2019年6月 当行取締役東京支店長
2020年6月 当行常務取締役東京支店長
2021年6月 当行専務取締役 人事・経営管理担当
2022年6月 当行専務取締役 人財・経営管理担当
現在に至る

■ 生年月日

1963年12月19日生

■ 所有する当行の株式の数

21,569株

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の経営企画部門、営業統括部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2019年6月から取締役、2021年6月から専務取締役を務め、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

3

やま でら
山寺

まさ ひこ
雅彦

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当行入行
2009年4月 当行人事部人事厚生課主任調査役
2011年6月 当行人事部人事厚生課長
2013年6月 当行人事部副部長兼人事厚生課長
2015年6月 当行城南支店長
2017年6月 当行営業統括部長
2017年7月 当行執行役員営業統括部長
2019年6月 当行取締役八王子支店長兼西東京
コンサルティング営業部長

2020年6月 当行取締役八王子支店長
2021年6月 当行常務取締役 営業統括・営業
推進企画・コンサルティング営業
・西東京コンサルティング営業
担当

2022年6月 当行常務取締役 地区本部・営業
統括・コンサルティング営業・東
京推進・地方創生推進担当
現在に至る

■ 生年月日

1963年12月26日生

■ 所有する当行の株式の数

19,000株

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の人事部門、営業統括部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2019年6月から取締役、2021年6月から常務取締役を務め、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

4

た なか
田中

のり ひこ
教彦

再任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当行入行
2004年12月 当行融資審査部審査企画グループ
主任調査役
2007年6月 当行融資審査部審査企画課長
2008年8月 当行融資審査部部長代理
2010年4月 当行融資審査部副部長
2012年11月 当行融資審査部副部長兼融資審査
企画課長
2014年6月 当行融資審査部副部長
2015年6月 当行システム統括部長
2015年7月 当行執行役員システム統括部長

2017年6月 当行取締役システム統括部長
2019年6月 当行常務取締役 融資審査・
事務統括・システム統括・業務集
中担当

2020年6月 当行常務取締役 経営企画・
総務・市場国際担当
現在に至る

■ 生年月日

1962年10月30日生

■ 所有する当行の株式の数

17,349株

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の融資審査部門、システム統括部門に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2017年6月から取締役、2019年6月から常務取締役を務め、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を行い、その役割を十分に果たしております。よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

5

さとう
佐藤

ひでき
秀樹

新任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当行入行
2009年4月 当行融資審査部企業支援課主任審査役
2009年7月 当行融資審査部企業支援課長
2012年4月 当行融資審査部副部長兼企業支援課長
2014年1月 当行武田通支店長

2015年6月 当行石和支店長
2017年6月 当行融資審査部長
2018年7月 当行執行役員融資審査部長
2021年6月 当行常務執行役員本店営業部長
2022年6月 当行常務執行役員本店地区本部長兼本店営業部長
現在に至る

■ 生年月日

1963年8月16日生

■ 所有する当行の株式の数

10,301株

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の融資審査部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2018年7月から執行役員、2021年6月から常務執行役員を務め、当行の重要な業務執行に関する豊富な経験を有しております。よって、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等の役割が果たされることを期待し、新任の取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

6

ないとう
内藤

てつや
哲也

新任



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月 当行入行
2009年7月 当行融資審査部融資審査企画課長
2012年11月 当行県庁支店長
2014年1月 当行吉田支店上席副支店長
2015年6月 当行本店営業部副部長兼融資課長
2018年5月 当行本店営業部副部長兼得意先課長兼融資課長

2018年6月 当行南支店長兼吉支店長
2019年6月 当行経営企画部長
2019年7月 当行執行役員経営企画部長
2021年6月 当行常務執行役員東京支店長
2022年6月 当行常務執行役員東京第一地区本部長兼東京支店長
現在に至る

■ 生年月日

1964年12月16日生

■ 所有する当行の株式の数

6,392株

■ 取締役候補者とした理由等

同氏は、当行の融資審査部門、経営企画部門、支店経営に携わる等幅広い知見、専門知識を有するほか、2019年7月から執行役員、2021年6月から常務執行役員を務め、当行の重要な業務執行に関する豊富な経験を有しております。よって、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等の役割が果たされることを期待し、新任の取締役候補者とするものであります。



■ 生年月日

1952年9月16日生

■ 所有する当行の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 日本銀行入行
1999年11月 同行甲府支店長
2006年8月 同行金融機構局審議役
2008年5月 同行文書局長
2009年4月 同行監事
2013年6月 一般社団法人C R D協会代表理事
2014年5月 DCMホールディングス株式会社
取締役（社外取締役）
現在に至る

2014年6月 一般社団法人C R D協会代表理事
会長
現在に至る
2015年2月 金谷ホテル株式会社取締役（社外
取締役）
2015年6月 当行取締役（社外取締役）
現在に至る
〔重要な兼職の状況〕
一般社団法人C R D協会代表理事会長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待する役割等

同氏には、日本銀行の支店長等の経験を通じて培った金融面における高度な専門性および豊富な知識と実務経験に基づく視点から、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を期待しております。2015年6月から社外取締役に務め、その期待する役割を十分に果たしております。

よって、引き続きその役割が果たされることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、当行社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。

■ 候補者の独立性について

株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



■ 生年月日

1966年5月11日生

■ 所有する当行の株式の数

1,300株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会会員）
田辺総合法律事務所入所
現在に至る

2014年4月 日本中央競馬会入札監視委員会委員
現在に至る

2014年8月 内閣府障害者政策委員会委員
現在に至る

2015年6月 当行取締役（社外取締役）
現在に至る

2017年2月 厚生労働省援護審査会委員
現在に至る

2019年6月 KDDI株式会社取締役（社外取締役）
現在に至る

2021年4月 国立研究開発法人国立がん研究センターがんゲノム情報管理センター情報利活用審査会委員
現在に至る

〔重要な兼職の状況〕

—

■ 社外取締役候補者とした理由および期待する役割等

同氏には、弁護士としての専門的知識および豊富な経験を活かした視点から、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を期待しております。2015年6月から社外取締役を務め、その期待する役割を十分に果たしております。よって、会社の経営に直接関与したことはありませんが、引き続きその役割が果たされることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、当行社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。

■ 候補者の独立性について

株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。



■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 山梨県庁入庁
2014年4月 同庁企画県民部県民生活男女参画課長
2016年4月 同庁森林環境部森林環境総務課長
2017年4月 同庁観光部次長
2018年4月 同庁エネルギー局長（企業局長兼任）
2020年6月 当行取締役（社外取締役）
現在に至る
2022年5月 公益財団法人長田ふるさと財団監事
現在に至る
2022年7月 山梨県立博物館運営委員会委員
現在に至る

〔重要な兼職の状況〕

—

■ 生年月日

1959年9月29日生

■ 所有する当行の株式の数

1,100株

■ 社外取締役候補者とした理由および期待する役割等

同氏には、地方行政に関する豊富な経験および山梨県の幹部職員として培われた幅広い知見に基づく視点から、当行の経営に係る重要事項の決定と業務執行に対する監督等を期待しております。2020年6月から社外取締役に務め、その期待する役割を十分に果たしております。よって、会社の経営に直接関与したことはありませんが、引き続きその役割が果たされることを期待し、社外取締役候補者とするものであります。

なお、当行社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

■ 候補者の独立性について

株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という）が定める独立役員の独立性の基準および当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されることから、独立役員として取引所に届け出ております。

（注）1. 各取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役としての独立性について

- （1）取締役候補者 増川道夫氏とは通常の預金取引があります。また、当行は、同氏が代表理事会長を務める一般社団法人C R D協会に対し、年会費等を年間3百万円程度支払っておりますが、当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に定める多額の取引には該当いたしません。
加野理代氏および市川美季氏とは通常の預金取引があります。
- （2）上記（1）以外の事項は、本招集ご通知34頁～35頁、事業報告「3. 社外役員に関する事項」に記載しております。
3. 当行は、増川道夫氏、加野理代氏および市川美季氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として賠償責任を負う契約を締結しておりますが、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当行は、当行、取締役、監査役、常務執行役員、執行役員、管理職従業員を被保険者として、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険（D & O保険）契約を締結しており、2023年9月更新の予定であります。
各取締役候補者が選任された場合は、いずれの候補者も当該保険契約の被保険者となります。

（1）填補対象および免責事由

被保険者が、その職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた損害は填補されない等の免責事由があります。

（2）被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は、全額当行が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(ご参考)

<社外役員の独立性に関する判断基準>

当行の社外取締役または社外監査役(以下、併せて「社外役員」という)が次の各項目の要件全てに該当しない場合、当該社外役員は当行に対する独立性を有すると判断いたします。

- (1) 当行を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- (2) 当行の主要な取引先またはその業務執行者
- (3) 当行から役員報酬以外に、多額(※1)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう)
- (4) 当行の主要株主(※2)またはその業務執行者
- (5) 最近(※3)において上記(1)から(4)に該当していた者
- (6) 次のA. からD. に掲げる者(重要(※4)でない者を除く)の近親者(※5)
 - A. 上記(1)から(5)に該当する者
 - B. 当行のグループ会社の業務執行者
 - C. 当行のグループ会社の業務執行者でない取締役
 - D. 最近においてB.、C. または当行の業務執行者もしくは業務執行者でない取締役に該当していた者

※1. 「多額」：過去3年平均で、年間10百万円を超える金額をいう。

※2. 「主要株主」：当行株式を議決権割合で10%以上保有している株主をいう。

※3. 「最近」：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外役員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点などをいう。

※4. 「重要」：業務執行者については役員・部長クラスの者、会計事務所や法律事務所に所属する者については公認会計士や弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

※5. 「近親者」：二親等以内の親族をいう。

【ご参考】株主総会後の取締役会構成メンバーのスキル・マトリックス

第2号議案「取締役9名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合の当行取締役会構成メンバーのスキル・マトリックスは、次のとおりとなります。

本マトリックスにつきましては、当行の経営理念（「地域密着と健全経営」）およびマテリアリティ等を踏まえて、取締役会として備えるべきスキルを選定いたしました。当行は、多様なスキルや専門性を有するメンバーにより取締役会を構成しております。

氏名（属性）		企業経営	地方創生	人財戦略・ ダイバーシティ	法務・ リスク管理	財務・会計	DX・ システム	営業・ コンサル	企業審査・ 調査	市場運用	金融 (社外役員のみ)
取締役	関 光良	●	●		●		●				
	古屋 賀章	●		●	●			●			
	山寺 雅彦		●	●				●			
	田中 教彦					●	●		●	●	
	佐藤 秀樹							●	●		
	内藤 哲也							●	●		
	増川 道夫 社外	●				●					●
	加野 理代 社外			●	●						
監査役	市川 美季 社外		●	●							
	小俣 晃			●	●		●	●			
	浅井 仁広				●	●				●	
	堀内 光一郎 社外	●	●								
	永原 義之 社外	●								●	●
	水谷 美奈子 社外					●		●			

※上記のマトリックスは、各氏が有するすべての専門性・経験を表すものではありません。各氏の経験等を踏まえて特に専門性を発揮することが期待される分野を1人あたり最大4つ記載しております。

＜経営理念およびマテリアリティとスキル項目との関係＞

経営理念 マテリアリティ・テーマ等			スキル項目									
			企業 経営	地方 創生	人財 戦略・ ダイ バー シティ	法務・ リスク 管理	財務・ 会計	DX・ シス テム	営業・ コン サル	企 業 審査・ 調査	市場 運用	金融 (社外 役員 のみ)
マ テ リ ア リ ティ	E	豊かな自然環境の維持と 将来への継承	◎	◎								
	S	さまざまな連携強化と地 域経済の活力向上		◎					◎			
		DXの実現と地域社会の デジタル化						◎	◎			
		質の高いUI/UXを 通じた共通価値の創造							◎			
		多様な人財の成長と 活躍を支える組織づくり			◎							
	G	コーポレート・ガバナン スとコンプライアンスの 強化	◎			◎	◎	◎		◎	◎	◎
当行の経営理念である「地域密着と健全経営」は、全てのスキル項目と関連しております												

以 上

第120期（2022年4月1日から 2023年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

① 主要な事業内容

当行は、山梨県及び東京地区を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、国債等公共債・投資信託・保険の窓口販売業務及び各種コンサルティング業務などを行い、地域の皆さまに多様な金融商品やサービスを提供しています。

② 金融経済環境

2022年度のが国経済は、中国のゼロコロナ政策およびロシア・ウクライナ情勢の長期化などに起因した原材料や部品・部材の供給制約、資源価格の上昇、円安などの下押し圧力がみられましたが、感染症対策と経済活動の両立が進むなか、緩やかな持ち直し基調で推移しました。しかし、年明け以降は海外経済の減速を受け、輸出や生産が弱含みで推移しました。

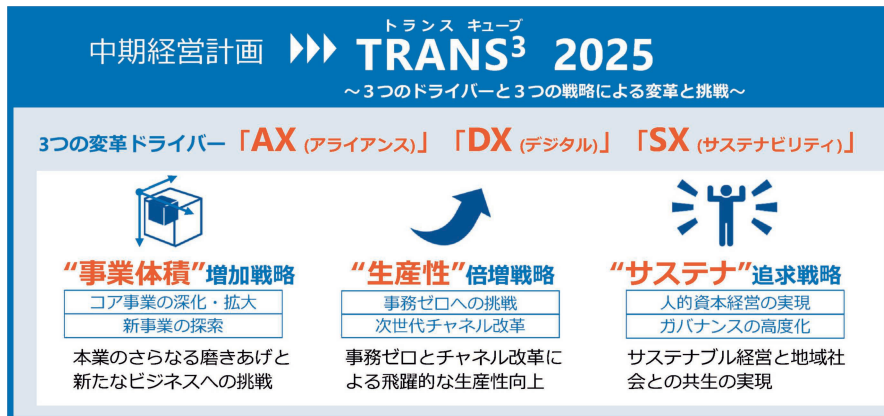
山梨県経済は、機械工業が好調を維持し、設備投資も底堅く推移するなど、総じて回復の動きが続きました。秋口以降には、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐなかで、サービス消費を中心とした個人消費や観光関連も持ち直しました。しかし、年明け以降は、海外経済の減速や在庫調整により機械工業で減産の動きが広がったほか、設備投資にも慎重姿勢が窺われるなど、一部に弱い動きがみられました。

金融面では、日米の為替相場は、米国の政策金利上昇などにより急速に円安が進み、秋口には150円台まで下落しましたが、米国の利上げペースが緩やかになるにつれて、円高傾向に転じました。日経平均株価は、振れ幅を伴いつつも堅調に推移しました。国内長期金利は、日本銀行の長期金利の変動幅見直しを受けて、年明けに一時0.5%を上回る水準まで上昇しましたが、その後は再び低水準となりました。

③ 事業の経過及び成果

当行は、2022年4月に、山梨を起点に経済的発展を遂げながら、すべての人々が幸福に暮らすことができる「well-being（ウェルビーイング）」な社会の実現を目指し、「山梨から豊かな未来をきりひらく」をパーパス（存在意義）として定めました。

また、本年度は、2022年4月から2025年3月までの3年間を計画期間とする中期経営計画「TRANS³ 2025」の初年度にあたり、「3つのドライバー（AX・DX・SX）と3つの戦略による変革と挑戦」の実現に向けて、次のような施策を積極的に展開しました。



<3つの変革ドライバー（戦略遂行のための基盤整備・構築）>

●AX(アライアンス)

2020年10月にスタートした「静岡・山梨アライアンス」は、業務上のノウハウや経営リソースを相互に活用することにより、両行のお客さまや地域社会の持続的な成長の実現に取り組んでいます。法人ファイナンス分野での協働や静銀ティーエム証券との銀証連携、地方創生に向けたお客さま商談会の共同開催など、さまざまな施策を実施し、2023年3月末時点で、両行合算・5年換算ベースで約91億円の提携効果が発現しています。

【アライアンスで目指す姿】

「いかなる経営環境にあっても、地域とともに
持続的な成長を実現できるビジネスモデルを構築する」



●DX(デジタル)

デジタル技術の活用を通じた企業変革を促進するため、2022年7月に経済産業省から「DX認定事業者」の認定を受けました。これによりDX推進に向けた課題を明確化し、継続的に取り組んでいくための態勢を整備しました。

また、DX推進人材の育成のため、全職員に「ITパスポート」の取得を推奨したほか、「DX推進人材育成制度」を策定し、各人のスキルに応じた行内認定制度をスタートさせました。

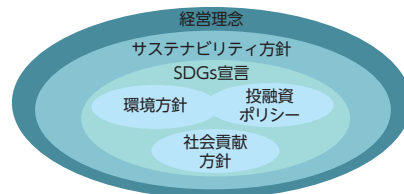
地域企業のDX支援に向けては、NTT東日本グループや山梨県内企業及び教育機関・経済団体とともに「山梨DX推進支援コミュニティ」に参画し、勉強会の開催や相談の受付、ポータルサイト「やまなしDXエンジン」の運営などを行いました。



●SX(サステナビリティ)

持続可能な地域社会の実現と継続的な企業価値向上に向けて、行内の態勢整備を図りました。

サステナビリティ経営について組織横断的に検討するため「サステナビリティ委員会」を設置したほか、経営理念のもとに地域社会のさまざまな課題を解決するための方針・宣言を包括する「山梨中央銀行グループサステナビリティ方針」を制定しました。また、サステナビリティ経営の実現に向けたロードマップ（行程表）を策定し、具体的な施策と取り組みのスケジュールを明確化しました。



※AX、DX、SXの「X」は、「Transformation」の略記で、変化・変革を意味します。

＜3つの戦略の遂行＞

● “事業体積” 増加戦略：本業のさらなる磨きあげと新たなビジネスへの挑戦

(コア事業の深化・拡大)

地域戦略を明確化し、コンサルティング・バンクとしての真価を発揮することを通じ、持続可能な収益構造の確立に取り組みました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているお客さまへの支援としては、アフターコロナを見据えた施策の提案などに取り組みました。そのほか、お客さまの財務体質強化と資金繰りの安定化に資する金融面のサポートや「事業再構築補助金」をはじめとする公的支援制度の申請支援などを通じた非金融面のサポートを積極的に展開しました。

山梨県内においては、当行グループの知見・ネットワークを活かし、さまざまなお客さまのライフステージに応じたコンサルティングの提供に努めました。

また、東京地区においては、都心エリアを中心に商流や人脈を活用したトップライン増強に取り組み、多摩エリアにおいては、新規事業先との永続的取引の開拓を進めました。

法人や個人事業主のお客さまに向けては、各地域戦略の下、エネルギーをはじめとする物価高騰、人手不足、事業承継などの各種経営課題に応じたコンサルティングメニューの充実と質的向上に努めました。

【主なコンサルティングメニュー】

創業・起業、事業計画策定、人材紹介、公的支援策活用、SDGs取組み、脱炭素、海外ビジネス展開、事業承継ほか

特に、東京地区においては、新たに都心エリアに設置した「東京推進部」による資産運用などを包括的にサポートするウエルスマネジメント事業や静岡銀行との協働案件の組成などに注力したほか、多摩エリアにおける医療・福祉関連の付加価値の高いコンサルティング営業を展開しました。また、東京地区と山梨県内のお客さまをつなぐビジネスマッチングにも積極的に取り組みました。

個人のお客さまに向けては、資産運用ニーズへの対応として窓口販売商品の拡充や静銀ティーム証券との銀証連携などにより幅広い資産運用手段をご提案しました。また、資金ニーズへの対応として、住宅ローンの金利引下げプランやカードローンのキャンペーンを実施しました。

(新事業の探索)

地域が抱えるさまざまな課題の解決支援や地域活性化に資する施策の展開を通じた新たなビジネスモデルの確立に取り組みました。

新たに「地方創生推進部」や「DX・イノベーション推進室」を設置し新事業の検討態勢を強化したほか、静岡銀行などへの行員の出向により、スタートアップ企業などに対する目利き能力向上に取り組みました。

創造的な取組みとしては、地域で活動する個人・企業・自治体などの交流を促進し、新たな価値を創出する拠点として「Takeda Street Base (タケダストリートベース)」を開設しました。

また、新たな視点や発想による地域経済活性化を図るため、学校法人帝京大学や明治安田生命保険相互会社との連携協定をはじめとして、産学官金連携に取り組みました。

そのほか「やまなし ふるさと応援プロジェクト」を開始し、地方公共団体との「Win-Win」な関係構築やサステナブルな地域づくりに取り組みました。

さらに、「お客さま起点のサービス」を創出するため、アマゾン・ウェブ・サービスと連携し、新規事業のアイデア創造から開発までを一貫して習得する取り組みを実施しました。

● “生産性” 倍增戦略：事務ゼロとチャネル改革による飛躍的な生産性向上 (事務ゼロへの挑戦)

シンプル化・集中化・システム化を柱とする営業店事務ゼロ化を通じた生産性の飛躍的向上と人財の創出に取り組みました。

集中化については、「業務集中部」を「ビジネスサポート部」として再編し、融資業務を含むより広範かつ機動的なバックヤードとして位置づけ、営業店事務の移管を進めました。

また、システム化については、「セミセルフ端末」を営業店窓口に導入し、抜本的な業務改革に取り組みました。

加えて、「静岡・山梨アライアンス」を活用した事務共通化・共同化に取り組みました。

こうした取り組みを通じて創出可能となった人財については、戦略的な再配置を実施しました。

(次世代チャネル改革)

多様化するお客さまニーズへ対応するとともに、営業戦略を支える各種チャネルの再構築に取り組みました。

デジタルチャネルについては、これからの個人のお客さまのメインチャネルと位置づけ、バンキングアプリ「山梨中銀ダイレクト」の取扱機能やWEB完結取引の拡大により、デジタルチャネルの強化を図るとともに、新たなバンキングアプリ「山梨中銀アプリ」の開発に取り組み、本年4月からサービスを開始しました。

一方、リアルチャネルとしての店舗については、人口動態や取引実態に合わせた効率的な店舗網構築への取り組みとして、支店内支店方式などによる店舗網の再編を進めたほか、すべてのローンスクエアをローンと金融商品を取り扱うライフスクエアへ再編し機能強化しました。この結果、期末現在の営業所数は89本・支店（インターネット支店を含む）、10出張所となりました。

● “サステナ” 追求戦略：サステナブル経営と地域社会との共生の実現 (人的資本経営の実現)

さまざまな環境変化や変革に対応していくための企業風土の醸成にあたり、その基盤となる人的資本経営の実現に取り組みました。

特に、経営戦略と人事戦略の融合を図り、あるべき人財ポートフォリオ（人的資本の構成）を確立するための人財育成や社内環境の整備に向けた施策を実施しました。

人財育成においては、職員の自主性・自律性の醸成やキャリアの実現などを目的として、行外での副業制度や本部専門部署の業務を経験することができるマイキャリア・コーディネート制度を導入しました。

また、働き方改革を通じた社内環境を整備するため各種制度改定を実施したほか、従業員アンケートの実施結果から課題を特定し、従業員満足度の向上に向けた改善に取り組みました。

(ガバナンスの高度化)

中期経営計画における各種戦略の実現に向けた取組みを進展させるため、なお一層のガバナンス態勢の強化・再構築に取り組みました。

特に、お客さまや地域社会との接点として最も重要となる営業店については、これまでの11ブロック体制から6地区に再編し、経営戦略実現に向けた実効性の向上と迅速な意思決定のための態勢整備を図りました。

6地区にはそれぞれの地区内の営業店を統括する地区本部長を配置し、さまざまな権限を移譲することにより、営業店長から独立した立場で地区ごとの特性や課題に応じたきめ細やかでスピーディーな業務運営を可能としました。

このような取組みの結果、当年度におきましては、次のような成果を収めることができました。

(損益)

貸出金及び役務取引等利益の増加などにより、「顧客向けサービス業務利益(※)」は13期ぶりに黒字化し、経常利益は前期比10億31百万円増加し67億63百万円、当期純利益は前期比7億22百万円増加し45億32百万円となりました。

また、連結の経常利益は前期比10億97百万円増加し77億21百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比8億20百万円増加し50億61百万円となりました。

(※) 顧客向けサービス業務利益＝貸出金平残×預貸金利回り差＋役務取引等利益－営業経費

(預金等)

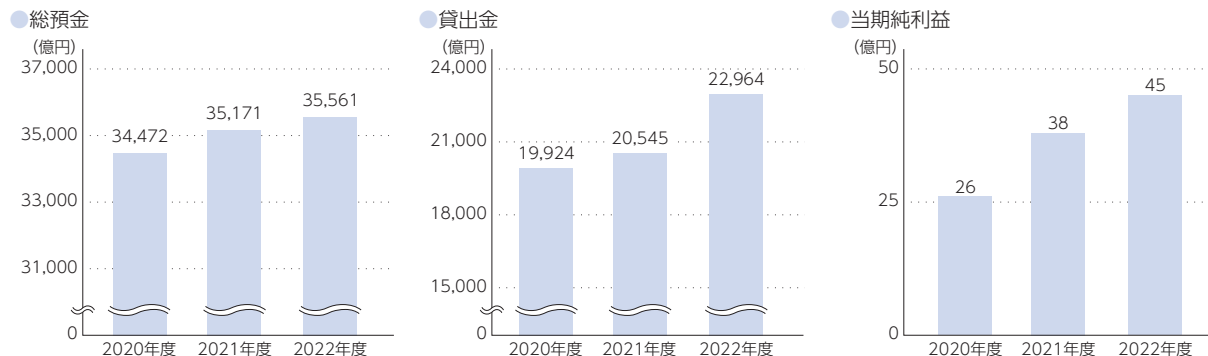
預金は、個人・法人預金の増加により、期中に414億円増加し、期末残高は3兆5,019億円となりました。また、譲渡性預金を含めた総預金は期中に390億円増加し、期末残高は3兆5,561億円となりました。国債及び投資信託の窓口販売残高の合計は期中に61億円減少し、期末残高は1,565億円となりました。

(貸出金)

中小企業向け貸出や個人ローンの増加などにより、期中に2,419億円増加し、期末残高は2兆2,964億円となりました。

(有価証券)

国債や外国債券の減少などにより、期中に3,203億円減少し、期末残高は1兆928億円となりました。



(資本政策)

株主還元に関する基本方針に基づき、当事業年度の中間配当は1株当たり20円としました。期末配当につきましては1株当たり25円とする予定です。これにより、当期の年間配当は、昨年度から5円増配し、1株当たり45円、配当性向は31.06%となる予定です。

また、2022年5月から7月にかけて普通株式891千株の自己株式を取得（取得総額9億99百万円）しました。この結果、株主還元率は52.95%となる予定です。

④ 当行が対処すべき課題

山梨県においては、中部横断自動車道の山梨・静岡間全線開通から間もなく2年が経過します。また、今後はリニア中央新幹線の開業が予定されていることから、交通インフラの整備・拡充や関連するインフラ投資などが進んでいるうえ、大型商業施設の出店が計画されるなど、地域経済へのプラス効果が徐々に表れています。

本年5月には新型コロナウイルスの感染症法上の分類が緩和され、社会生活上かつての日常を取り戻しつつある一方、産業界においては、エネルギー高や原材料高によるコスト上昇などにより、厳しい経営環境が継続しています。金融界においても、経済活動活発化によるプラスの影響が期待される反面、異業種からの参入、少子高齢化と人口減少に伴う顧客基盤の縮小など、引き続き厳しい経営環境にあります。

こうした経営環境のなかで、当行が対処すべき喫緊の課題は、地域社会やお客さまの持続的な発展への貢献と、当行自身の持続可能なビジネスモデルの構築です。そのために、引き続き中期経営計画に掲げる「3つのドライバー（AX・DX・SX）と3つの戦略による変革と挑戦」の実現に向けて、なお一層スピード感をもって取り組んでいきます。

<地域やお客さまの課題解決支援>

地域社会やお客さまの持続的な発展に向け、お客さまに寄り添った最適なコンサルティングの提供とさらなる機能強化を図るとともに、創業から再生支援・事業承継など全てのステージに応じたコンサルティングニーズへ対応していきます。

また、当行グループの知見・ネットワークを最大限活用し、ソリューション提供体制や支援メニューを強化・拡充していきます。

今後も地域課題の解決に資するさらなる事業領域の拡大を進め、持続可能なビジネスモデルの構築に取り組んでいきます。

<地域社会および当行グループのDX推進>

社会のデジタル化が急速に進展するなか、DXへの取組みの重要性がなお一層増しています。当行自身のDXへの取組みを通じ、「サービスの変革」「業務の変革」「人財・企業文化の変革」を実現していきます。

また、そうした取組みを通じて得られた技術やノウハウをお客さまへ提供することで、地域全体のデジタル化、DX推進を支援していきます。

<サステナビリティへの取組み>

サステナビリティへの取組みは全ての事業者にとって不可欠なものとなっており、そのうち「脱炭素」に向けた取組みは喫緊の課題となっています。

当行グループはサステナビリティ方針に基づき、「脱炭素社会」の実現に向けた再生可能エネルギーの活用など、CO₂削減の取組みを進めるとともに、そうした対応を通じて得られたノウハウはもとより、気候変動の緩和に資する商品・サービスなども積極的にお客さまに提供していきます。

併せて、お客さまのニーズや課題解決に応えていくため、深い専門知識やノウハウを兼ね備えた人財の育成を図るとともに、「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン」(※)を推進し、多様性を有する職員がさらに活躍できる職場環境を整えていきます。

当行グループは、ステークホルダーの皆さまのご期待に一層お応えできるよう、時代の変化に的確に対応しながら、山梨から豊かな未来を世界に向かってきりひらいていきます。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

(※) ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン＝個々の違いを尊重し、認め合い、公平に活躍できる機会を確保することで、個々の特性を組織として最大限生かしていくこと。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	2,977,393	3,390,024	3,460,512	3,501,953
定期性預金	1,052,185	1,065,650	1,046,226	1,028,958
そ の 他	1,925,208	2,324,373	2,414,286	2,472,994
貸 出 金	1,808,232	1,992,491	2,054,575	2,296,478
個 人 向 け	417,698	425,200	435,465	451,986
中小企業向け	666,091	761,605	810,775	950,738
そ の 他	724,442	805,686	808,335	893,753
商 品 有 価 証 券	—	8	—	—
有 価 証 券	1,225,717	1,311,698	1,413,179	1,092,865
国 債	314,319	331,473	317,373	152,901
地 方 債	268,783	345,019	359,125	321,182
そ の 他	642,613	635,206	736,679	618,782
総 資 産	3,513,527	4,184,346	4,464,545	4,374,978
内国為替取扱高	13,805,389	14,075,995	14,805,104	15,738,326
外国為替取扱高	868百万ドル	1,223百万ドル	896百万ドル	801百万ドル
経 常 利 益	5,844	5,388	5,731	6,763
当 期 純 利 益	3,430	2,655	3,810	4,532
1株当たり当期純利益	106円 08銭	83円 29銭	119円 24銭	144円 86銭

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(ご参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経 常 収 益	44,878	49,602	46,310	60,552
経 常 利 益	6,726	6,229	6,624	7,721
親会社株主に帰属する当期純利益	3,764	3,090	4,241	5,061
純 資 産 額	199,661	221,439	211,494	193,263
総 資 産	3,511,412	4,185,672	4,469,779	4,380,458

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 投資信託の解約・償還に伴う利益又は損失については、従来、個別取引毎に、利益は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に含め、損失は「その他経常費用」に含めて表示しておりましたが、2020年度より、各年度末時点で利益が損失を超過している場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に含め、損失が利益を超過している場合は「その他業務費用」に含めて表示しており、2019年度の経常収益については計数の組替えを行っております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,643人
平 均 年 齢	39年0月
平 均 勤 続 年 数	15年8月
平 均 給 与 月 額	388千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、常務執行役員を含み、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均金額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
	うち出張所
山 梨 県	78店 (6)
東 京 都	19店 (3)
神 奈 川 県	2店 (1)
合 計	99店 (10)

- (注) 1. 山梨県内78店のうち12店は店舗内店舗方式（ランチ・イン・ランチ方式）により他店舗内へ移転しており、6出張所のうち4出張所は営業所に併設しているライフスクエアであり、店舗の拠点数としては62店となっております。
2. 東京都内19店のうち1店は店舗内店舗方式（ランチ・イン・ランチ方式）により他店舗内へ移転しており、3出張所は営業所に併設しているライフスクエアであり、店舗の拠点数としては15店となっております。

3. 神奈川県内2店のうち1出張所は営業所に併設しているライフスクエアであり、店舗の拠点数としては1店となっております。
4. 上記のほか、店舗外現金自動設備等を以下のとおり設置しております。

	当 年 度 末
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	110か所
共 同 A T M	50,472か所
株 式 会 社 セ ブ ン 銀 行	24,989か所
株 式 会 社 イ ー ネ ッ ト	12,016か所
株 式 会 社 ロ ー ソ ン 銀 行	13,467か所
合 計	50,582か所

□ 当年度新設営業所

ライフスクエア甲府出張所、ライフスクエア昭和出張所、ライフスクエア和戸出張所、ライフスクエア明見出張所、ライフスクエア八王子出張所、ライフスクエア立川出張所、ライフスクエア相模原出張所、ライフスクエア東村山出張所

(注) 1. 店舗の廃止

ライフスクエア甲府支店

2. 店舗外現金自動設備の新設

該当ありません。

3. 店舗外現金自動設備の廃止 (9か所)

加納岩病院、おかじま甲西食品館、河口、身延山、県庁本館、アイメッセ山梨、社会福祉村、富士吉田合同庁舎、響が丘

4. 店舗内店舗方式 (ランチ・イン・ランチ方式) による移転 (1か所)

吉祥寺支店を荻窪支店内へ移転

ハ 銀行代理業者の一覧

氏名または名称	主たる営業所または事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
i Bank マーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	電子決済等代行業、情報サービス業、広告業

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,162
---------	-------

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	1,360
リース資産	266
店舗用地購入	229
店舗建替等	98

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な設備の処分・除却はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
山梨中央保証株式会社	山梨県甲府市 武田二丁目9番4号	信用保証業務等	20百万円	100.00%	—
山梨中銀リース株式会社	山梨県甲府市 武田二丁目9番4号	リース業務等	20百万円	49.25%	—
山梨中銀ディーシー カード株式会社	山梨県甲府市 武田二丁目9番4号	クレジットカード業務等	20百万円	30.25%	—
山梨中銀経営コンサル ティング株式会社	山梨県甲府市 丸の内一丁目20番8号	総合コンサルティング業 務、ベンチャーキャピ タル業務等	100百万円	45.00%	—

(注) 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 上記4社は、連結子会社及び子法人等であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同ＡＴＭによる現金自動引出し及び現金自動入金のサービスを行っております。
6. 株式会社ビューカードとの提携により、駅構内等に設置された現金自動設備による現金自動引出しのサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、ショッピングセンター等の店舗内に設置されたイオン銀行の現金自動設備による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社静岡銀行との間で、「包括業務提携契約」（静岡・山梨アライアンス）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
進 藤 中	取 締 役 会 長	—	—
関 光 良	代 表 取 締 役 頭 取 監 査 担 当	—	—
古 屋 賀 章	代 表 取 締 役 専 務 人 財 ・ 経 営 管 理 担 当	—	—
田 中 教 彦	常 務 取 締 役 経 営 企 画 ・ 総 務 ・ 市 場 国 際 担 当	—	—
古 屋 文 彦	常 務 取 締 役 融 資 審 査 ・ 総 合 事 務 ・ シ ス テ ム 統 括 ・ ビ ジ ネ ス サ ポ ー ト 担 当	—	—
山 寺 雅 彦	常 務 取 締 役 地 区 本 部 ・ 営 業 統 括 ・ コ ン サ ル テ ィ ン グ 営 業 ・ 東 京 推 進 ・ 地 方 創 生 推 進 担 当	—	—
増 川 道 夫	取 締 役 (社 外 役 員)	一般社団法人CRD協会 代表 理 事 会 長	(注1)
加 野 理 代	取 締 役 (社 外 役 員)	—	(注1)
市 川 美 季	取 締 役 (社 外 役 員)	—	(注1)
小 俣 晃	常 勤 監 査 役	—	—
浅 井 仁 広	常 勤 監 査 役	—	(注2)
堀 内 光 一 郎	監 査 役 (社 外 役 員)	富士急行株式会社 代表取締役社長	—
永 原 義 之	監 査 役 (社 外 役 員)	—	(注1)
水 谷 美 奈 子	監 査 役 (社 外 役 員)	—	(注1、3)

- (注) 1. 取締役 増川道夫氏、加野理代氏及び市川美季氏、監査役 永原義之氏及び水谷美奈子氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役 浅井仁広氏につきましては、経営企画部門にて長年にわたり財務・会計業務に携わる等、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 水谷美奈子氏につきましては、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考)

当行は、執行役員制度を採用しております。各執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当
小 池 幹 彦	常務執行役員 東部地区本部長
佐 藤 秀 樹	常務執行役員 本店地区本部長兼本店営業部長
降 矢 結 城	常務執行役員 東京第二地区本部長
内 藤 哲 也	常務執行役員 東京第一地区本部長兼東京支店長
米 山 忠 宏	執行役員 東京推進部長
加 藤 耕 一 郎	執行役員 人財部長
瀧 本 匡 史	執行役員 監査部長
伊 藤 直 樹	執行役員 融資審査部長
齋 藤 亮	執行役員 西部地区本部長
飯 島 英 紀	執行役員 経営企画部長
代 永 茂 樹	執行役員 システム統括部長
北 村 卓 士	執行役員 中部地区本部長

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を以下のとおり定めております。

A. 基本方針

取締役の報酬等は、地域社会の繁栄と経済発展に寄与するとともに、健全な経営姿勢を堅持し、経営内容の充実に努める当行役員の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

B. 決定方針の決定方法

決定方針は、指名・報酬諮問委員会の答申を経たうえで、取締役会の決議により決定しております。

なお、指名・報酬諮問委員会は、取締役、監査役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当行におけるコーポレート・ガバナンスの充実を図るために設置された取締役会の諮問機関であり、役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等について審議し、取締役会に対して答申を行っております。

現在、その構成員は、独立社外取締役3名、社内取締役2名であり、委員長は独立社外取締役が務めております。

C. 決定方針の内容の概要

a. 報酬等の体系

対象者	金銭報酬		非金銭報酬
	固定報酬	業績連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	基本報酬	役員賞与金	譲渡制限付株式報酬
社外取締役、監査役	基本報酬	—	—

基本報酬、役員賞与金及び譲渡制限付株式報酬は、別途定める内規・規定に基づき、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲において、支給対象者の役位及び職責に応じ、「職員の給与」、「他行等業界水準」、「社会的水準」、「当該事業年度の業績」、「経験」等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会の答申を経たうえで、取締役に 대해서는 取締役会の決議により、監査役に対しては監査役の協議により、各々の報酬額を決定しております。

このうち、譲渡制限付株式報酬は非金銭報酬であり、当行の取締役（社外取締役を除く）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とし、株式の交付日から取締役を退任する日までの期間を譲渡制限期間とする内容となっております。

取締役（社外取締役を除く）の固定報酬（基本報酬）、業績連動報酬（役員賞与金）及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の支給割合（目標を達成した場合）は、次のとおりです。

固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬 ＝ 73.7 ： 13.5 ： 12.8

b. 業績連動報酬の内容

取締役（社外取締役を除く）に対する役員賞与金は、業績向上への貢献意欲を高めることを目的として、各事業年度の最終利益にコミットする観点から、「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じた報酬枠の範囲内で支給額を決定いたします。目標となる業績指標とその値等は、中期経営計画の策定等にあわせ、都度見直しを行う予定であります。

なお、当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の実績は50億円となりました。

2023年6月に支給予定の役員賞与金の報酬枠

親会社株主に帰属する当期純利益	報酬枠
～10億円以下	一百万円
10億円超～20億円以下	15百万円
20億円超～35億円以下	22.5百万円
35億円超～60億円以下	30百万円
60億円超～75億円以下	37.5百万円
75億円超	40百万円

D. 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が原案について上記基本方針との整合性を含めた多角的な検討を行っております。取締役会は、基本的に指名・報酬諮問委員会の答申を尊重し、上記基本方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

基本報酬、役員賞与金は、2011年6月29日開催の第108期定時株主総会で決議されており、取締役の報酬額の総額を年額300百万円以内（当該定時株主総会終結時点の員数13名）、監査役の報酬額の総額を年額70百万円以内（当該定時株主総会終結時点の員数5名）としております。また、「非金銭報酬」である譲渡制限付株式報酬は、2020年6月24日開催の第117期定時株主総会において、上記の取締役の報酬額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額70百万円以内（当該定時株主総会終結時点の員数9名）、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の総数の上限を150千株としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役	9人	221	170	22	28
監査役	5人	60	60	—	—
計	14人	281	231	22	28

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 「非金銭報酬」は譲渡制限付株式報酬であります。(支給人数 6名)

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
増 川 道 夫	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
加 野 理 代	
市 川 美 季	
堀 内 光 一 郎	
永 原 義 之	
水 谷 美 奈 子	

(注) 責任限定契約は、社外取締役及び社外監査役と締結しております。

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当行、取締役、監査役、常務執行役員、執行役員、管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により保険期間中に被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の故意または重過失に起因して生じた損害は補填されない等の免責事由があります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
増 川 道 夫	一般社団法人CRD協会 代表理事長	同協会と通常の営業取引があります。(注)
堀 内 光 一 郎	富士急行株式会社 代表取締役社長	同社と通常の営業取引があります。

(注) 同協会に対し、年会費等を3百万円程度支払っておりますが、当行が定める社外役員の独立性に関する判断基準に定める多額の取引には該当いたしません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取 締 役 会 等 取 へ の 出 席 状 況	取 締 役 会 等 に お け る 発 言 そ の 他 の 活 動 状 況
増 川 道 夫	7年 9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 指名・報酬諮問委員会 5回開催 5回出席	日本銀行の支店長等の経験を通じて培った金融面における高度な専門性及び豊富な知識と実務経験に基づく視点からの監督等を期待しております。取締役会においては、当該視点から金融・企業経営等に関する客観的かつ公正な意見を表明しております。 また、コーポレート・ガバナンスの充実を図るために設置された取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。審議の充実等に主導的な役割を果たすと共に、豊富で優れた知見を発揮しております。
加 野 理 代	7年 9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 指名・報酬諮問委員会 5回開催 5回出席	弁護士としての専門的知識・豊富な経験を活かした視点からの監督等を期待しております。取締役会においては、当該視点から法務・ガバナンス等に関する客観的かつ公正な意見を表明しております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。活発な審議に参画すると共に、豊富で優れた知見を発揮しております。
市 川 美 季	2年 9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 指名・報酬諮問委員会 5回開催 5回出席	地方行政に関する豊富な経験と山梨県の幹部職員として培われた幅広い知見に基づく視点からの監督等を期待しております。取締役会においては、当該視点から地域貢献・組織の活性化等に関する客観的かつ公正な意見を表明しております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。活発な審議に参画すると共に、豊富で優れた知見を発揮しております。

氏 名	在任期間	取 締 役 会 等 へ の 出 席 状 況	取 締 役 会 等 に お け る 発 言 そ の 他 の 活 動 状 況
堀 内 光 一 郎	10年 9ヶ月	取締役会 14回開催 12回出席 監査役会 11回開催 9回出席	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において、客観的かつ公正な意見を表明しております。
永 原 義 之	2年 9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 監査役会 11回開催 11回出席	金融業界に携わられた豊富な経験や企業経営に関する幅広い知見に基づき、取締役会及び監査役会において、客観的かつ公正な意見を表明しております。
水 谷 美 奈 子	2年 9ヶ月	取締役会 14回開催 14回出席 監査役会 11回開催 11回出席	税理士としての専門的知識・豊富な経験を活かし、取締役会及び監査役会において、客観的かつ公正な意見を表明しております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当行定款第32条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報 酬 等 の 合 計	6人	34	—

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数

発行可能株式総数
発行済株式の総数

79,600千株
32,783千株

(2) 当年度末株主数

7,838名

(3) 大 株 主

株主の氏名又は名称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,846 千株	9.14 %
山 梨 中 央 銀 行 職 員 持 株 会	1,368	4.39
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,168	3.75
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	803	2.58
学 校 法 人 帝 京 大 学	629	2.02
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	600	1.92
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	537	1.72
富 士 急 行 株 式 会 社	531	1.70
東京海上日動火災保険株式会社	501	1.61
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	439	1.41

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当行は、自己株式を1,662千株保有しておりますが、上記の所有株式数上位10名から除外しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株 式 の 数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取 締 役 (社 外 役 員 を 除 く。)	6人	普通株式 24,600株
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 園生 裕之 指定有限責任社員 畑中 建二	64	(注2)

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別・従事者別監査時間及び報酬単価の精査を通じて、「報酬見積り」の算出根拠・算定内容についてその適切性・妥当性を検証いたしました。さらに、過年度の監査計画と実績の状況も確認いたしました。
これらにつき検証した結果、会計監査人の報酬等は相当であると判断したことから、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額64百万円

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の監査の品質管理、会計監査人としての内部統制に問題があり、監査の相当性に大きな疑義が生じた場合等には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、その決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

該当ありません。

(2) 補償契約

該当ありません。

第120期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	896,640	預金	3,501,953
現金	26,319	当座預金	124,820
預け金	870,320	普通預金	2,300,521
コールローン	1,360	貯蓄預金	19,953
買入金銭債権	13,989	通知預金	730
金銭の信託	10,475	定期預金	1,028,958
有価証券	1,092,865	その他の預金	26,967
国債	152,901	譲渡性預金	54,223
地方債	321,182	債券貸借取引受入担保金	135,184
社債	137,494	借入金	458,200
株式	52,852	外国為替	369
その他の証券	428,434	売渡外国為替	342
貸出金	2,296,478	未払外国為替	27
割引手形	3,676	その他負債	31,465
手形貸付	51,099	未決済為替借	32
証書貸付	2,105,566	未払法人税等	1,056
当座貸越	136,135	未払費用	815
外国為替	2,634	前受収益	668
外国他店預け	2,632	金融派生商品	2,025
買入外国為替	1	リース債務	636
その他資産	22,120	その他の負債	26,231
前払費用	310	賞与引当金	1,716
未収収益	2,345	役員賞与引当金	22
金融派生商品	884	睡眠預金払戻損失引当金	272
中央清算機関差入証拠金	17,000	偶発損失引当金	152
その他の資産	1,578	支払承諾	7,361
有形固定資産	21,596	負債の部合計	4,190,922
建物	8,315	(純資産の部)	
土地	11,096	資本金	15,400
リース資産	494	資本剰余金	8,287
その他の有形固定資産	1,691	資本準備金	8,287
無形固定資産	3,576	利益剰余金	167,082
ソフトウェア	1,986	利益準備金	9,405
リース資産	45	その他利益剰余金	157,677
ソフトウェア仮勘定	1,280	固定資産圧縮積立金	204
その他の無形固定資産	262	別途積立金	150,101
前払年金費用	11,416	繰越利益剰余金	7,371
繰延税金資産	5,232	自己株式	△2,116
支払承諾見返	7,361	株主資本合計	188,653
貸倒引当金	△10,769	その他有価証券評価差額金	△4,706
資産の部合計	4,374,978	評価・換算差額等合計	△4,706
		新株予約権	109
		純資産の部合計	184,056
		負債及び純資産の部合計	4,374,978

第120期 (2022 年 4 月 1 日 から) 損益計算書

(2023 年 3 月 31 日 まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		55,220
資金運用収益	32,404	
貸出金利息	18,919	
有価証券利息配当金	12,568	
コールローン利息	47	
預け金利息	747	
その他の受入利息	122	
役務取引等収益	9,788	
受入為替手数料	1,609	
その他の役務収益	8,178	
その他業務収益	6,113	
商品有価証券売却益	5	
国債等債券売却益	6,108	
その他経常収益	6,913	
株式等売却益	6,306	
その他の経常収益	607	
経常費用		48,457
資金調達費用	1,489	
預金利息	262	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息	△55	
債券貸借取引支払利息	1,245	
借入金利息	5	
その他の支払利息	27	
役務取引等費用	2,732	
支払為替手数料	531	
その他の役務費用	2,201	
その他業務費用	17,727	
外国為替売却損	1,493	
国債等債券売却損	15,265	
金融派生商品費用	968	
営業経費	24,668	
その他経常費用	1,839	
貸倒引当金繰入額	1,151	
株式等売却損	120	
株式等償却	13	
その他の経常費用	553	
経常利益		6,763
特別利益		84
固定資産処分益	84	
特別損失		75
固定資産処分損	72	
減損損失	3	
税引前当期純利益		6,772
法人税、住民税及び事業税	2,328	
法人税等調整額	△88	
法人税等合計		2,240
当期純利益		4,532

第120期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	896,640	預金	3,499,929
コールローン及び買入手形	1,360	譲渡性預金	47,723
買入金銭債権	17,117	債券貸借取引受入担保金	135,184
金銭の信託	10,475	借入金	458,677
有価証券	1,093,881	外国為替	369
貸出金	2,290,653	その他負債	35,260
外国為替	2,634	賞与引当金	1,758
その他資産	31,816	役員賞与引当金	27
有形固定資産	21,713	役員退職慰労引当金	11
建物	8,315	睡眠預金払戻損失引当金	272
土地	11,096	偶発損失引当金	152
その他の有形固定資産	2,302	繰延税金負債	464
無形固定資産	3,608	支払承諾	7,361
ソフトウェア	2,062		
ソフトウェア仮勘定	1,280	負債の部合計	4,187,194
その他の無形固定資産	264	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	9,869	資本金	15,400
繰延税金資産	5,892	資本剰余金	8,871
支払承諾見返	7,361	利益剰余金	173,753
貸倒引当金	△12,567	自己株式	△2,116
資産の部合計	4,380,458	株主資本合計	195,907
		その他有価証券評価差額金	△4,065
		退職給付に係る調整累計額	△1,075
		その他の包括利益累計額合計	△5,141
		新株予約権	109
		非支配株主持分	2,387
		純資産の部合計	193,263
		負債及び純資産の部合計	4,380,458

第120期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		60,552
資金運用収益	32,358	
貸出金利息	18,913	
有価証券利息配当金	12,527	
コールローン利息及び買入手形利息	47	
預け金利息	747	
その他の受入利息	122	
役務取引等収益	10,949	
その他業務収益	10,216	
その他経常収益	7,027	
経常費用		52,830
資金調達費用	1,466	
預金利息	262	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△55	
債券貸借取引支払利息	1,245	
借入金利息	10	
その他の支払利息	△0	
役務取引等費用	2,403	
その他業務費用	21,326	
営業経費	25,892	
その他経常費用	1,741	
貸倒引当金繰入額	1,009	
その他の経常費用	731	
経常利益		7,721
特別利益		84
固定資産処分益	84	
特別損失		75
固定資産処分損	72	
減損損失	3	
税金等調整前当期純利益		7,730
法人税、住民税及び事業税	2,613	
法人税等調整額	△74	
法人税等合計		2,538
当期純利益		5,191
非支配株主に帰属する当期純利益		129
親会社株主に帰属する当期純利益		5,061

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社 山梨中央銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 園 生 裕 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 畑 中 建 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山梨中央銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社 山梨中央銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 園 生 裕 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 畑 中 建 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山梨中央銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山梨中央銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から定期的に事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備し、運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月10日

株式会社山梨中央銀行 監査役会

常勤監査役 小 俣 晃 ㊟

常勤監査役 浅 井 仁 広 ㊟

社外監査役 堀 内 光 一 郎 ㊟

社外監査役 永 原 義 之 ㊟

社外監査役 水 谷 美 奈 子 ㊟

(ご参考)

山梨中央銀行のSDGs/ESGの取組み

サステナビリティ委員会の設置

気候変動関連への対応を含むSDGs/ESG等のサステナビリティに関する取組みを経営の重要事項として捉えています。

2022年6月には、サステナビリティ経営の高度化に向けて、頭取を委員長としたサステナビリティ委員会を設置しました。

サステナビリティ委員会は原則として、毎月開催し、気候変動への対応やSDGs/ESGへの取組施策の策定等を協議・検討しています。

サステナビリティ委員会

構成委員 委員長:頭取

委 員:専務、常務、経営企画部長、人財部長、総務部長、営業統括部長、
コンサルティング営業部長、地方創生推進部長

オブザーバー:常勤監査役

開催頻度 毎月開催

事務局 経営企画部広報・サステナビリティ推進室

山梨中央銀行グループサステナビリティ方針の制定

中期経営計画「TRANS³2025」の変革ドライバーの一つとして「SX」(サステナビリティ・トランスフォーメーション)を掲げ、持続可能な地域社会の実現や企業価値向上に向けて取り組んでいます。このような中で、「SX」に関連する取組みを進めるうえで基本となる考え方として、「山梨中央銀行グループサステナビリティ方針」を2022年12月に制定しました。

山梨中央銀行グループサステナビリティ方針

私たち山梨中央銀行グループは、経営理念「地域密着と健全経営」のもと、地域の皆さまに総合金融サービスを提供するとともに、人口減少問題や気候変動問題等の地域社会を取り巻くさまざまな課題の解決に誠実に取り組み、中長期的な視点で社会価値・経済価値の向上を目指してまいります。これらの取組みを通じて、すべてのステークホルダーの皆さまとのより良い信頼関係を構築し、皆さまとともに持続可能な地域社会を実現してまいります。

気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 提言の開示

気候変動がお客さまや当行に及ぼすリスクおよび機会を分析・評価し、地域の環境課題解決に貢献するため、2022年5月に「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 提言」の4項目を開示いたしました。今後は、気候変動に関連する情報開示の高度化を図ってまいります。

サステナブルファイナンス投融資および温室効果ガス(CO₂)排出量削減実績

	2030年度目標	2022年度実績
サステナブルファイナンス投融資実績	8,000億円以上	1,180億円
温室効果ガス(CO ₂)排出量削減率	カーボンニュートラル	2013年度比52.66%

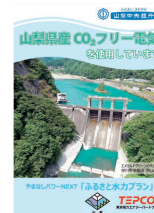
マテリアリティへの取組み

サステナビリティ経営の高度化に向けて6つのマテリアリティを特定し、様々な取組みを行っています。

◆豊かな自然環境の維持と将来への継承

・再生可能エネルギー電気の導入

脱炭素社会の実現に向けた取組みの一環として、2022年4月から当行本店および電算センタービルにおいて、山梨県営水力発電所で発電する再生可能エネルギーによる電力「やまなしパワーNEXT『ふるさと水力プラン』」を導入しました。



◆さまざまな連携強化と地域経済の活力向上

・SDGs宣言サポートサービスの取扱い

2022年7月に、法人・個人事業主のお客さまが、自社のSDGsに関する取組状況を把握、整理することでサステナビリティ経営の実現を目指すサポートとして、「SDGs宣言サポートサービス」の取扱いを開始しました。



◆多様な人財の成長と活躍を支える組織づくり

・男性の長期育児休業取得率100%達成への取組み

長期(1か月以上。分割取得の場合は20営業日以上)の育児休業を取得した職員に対し、子育て支援手当を支給しており、安心して育児休業を取得できる環境を整備しています。



政策保有株式の縮減に関する取組み

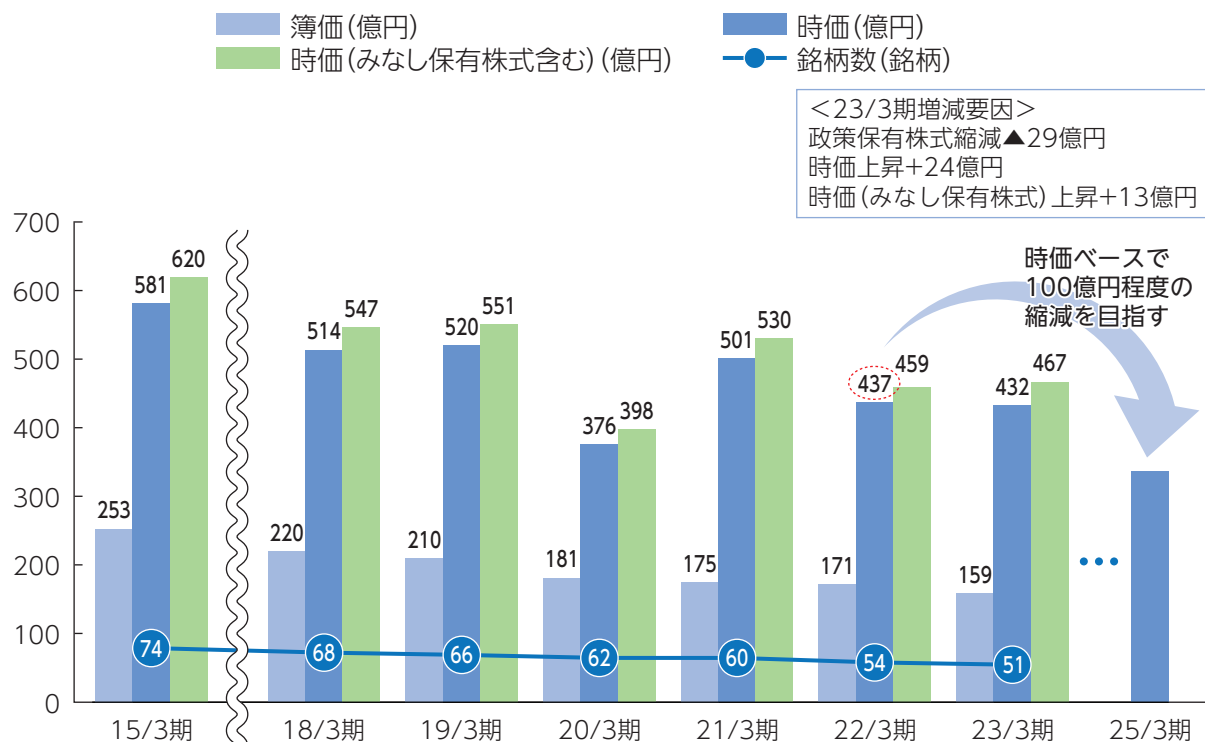
株式の政策保有に関する方針

当行では、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、株式の政策保有に関する方針を定め、個別銘柄毎の保有意義を定期的に検証する中、政策保有株式の縮減を順次進めてまいりました。

今般、資本・財務戦略の一環として、取引先企業と十分な対話を継続しつつ、政策保有株式縮減の取組みをなお一層加速させるため、2022年3月期*比で上場政策保有株式を時価ベース100億円程度縮減(時価変動を除く)する目標を設定しました。

※中期経営計画「TRANS³2025」スタート時点

〈上場政策保有株式の推移〉



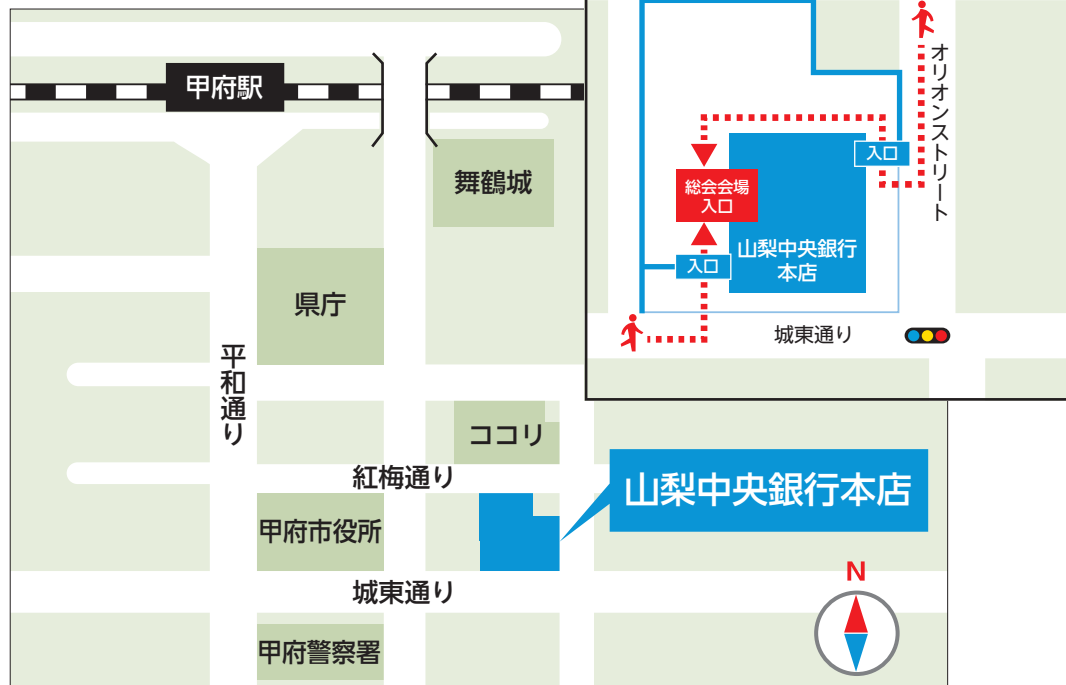
〈メ 毛 欄〉

[illegible]

株主総会会場ご案内図

所在地

山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号
ＪＲ甲府駅南口より徒歩約15分



お願い

駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。
株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。